

2015年4月16日 総務省ICTサービス安心・安全研究会
個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG

個人情報の削除権に関する 最近の動向

筑波大学図書館情報メディア系
准教授 石井夏生利

本日の内容

- 「忘れられる権利」について(3-9頁)
 - * 起源はフランスの法案
 - * 英国の研究者(VIKTOR MAYER-SCHÖNBERGER氏)による提唱
- 「忘れられる権利」承認判決と一連の議論(10-35頁)
 - 承認判決(争点①～④)
 - グーグルの対応
 - グーグルの対応をめぐる議論
 - 「忘れられる権利」の論点
- (参考)アメリカの動向(36-39頁)
 - プライバシー権利章典法草案
 - カリフォルニア州「消しゴム法」

「忘れられる権利」について

1995年データ保護指令の関連条文

- アクセス権(第12条)

「加盟国は、すべてのデータ主体に対し、管理者から、次に掲げるものを入手する権利を保障しなければならない。

(b) 適切な場合には、特にデータの不完全又は不正確な性質のために、本指令の規定に従わないで取り扱われたデータの訂正、消去又はブロック。」

- データ主体の異議申立権(第14条)

「加盟国は、データ主体に次の権利を与えなければならない。

(a) 少なくとも第7条(e)号及び(f)号に定める場合には、国内法に別段の規定がある場合を除き、いつでも自己に関するデータの取扱いに対して、自己の特定の状況に関連する、やむにやまれぬ正当な理由に基づき、異議申立てを行うことができること。適法な異議申立てがあった場合には、管理者が開始した取扱いに、当該データを含むことはできない。」

第7条

(e) 公の利益のため、又は、管理者若しくはデータの提供を受ける第三者が授権された公的権限を行使するために実施される業務の遂行上取扱いが必要な場合。

(f) 管理者又はデータの提供を受ける第三者若しくは当事者の適法な利益のために取扱いが必要な場合。

閣僚理事会(Council of the European Union)

- EU法の可決
- 経済政策の調整
- 国際協定の締結
- 予算案の承認
- 域外・防衛政策



- ✓ 閣僚級の加盟国代表で構成
- ✓ 議長国は、半年の輪番制(2015年1月～6月まではラトビア)

欧州議会(European Parliament)

- EU法の可決
- 行政監視
- 予算案の承認・執行の監視
- 欧州委員会委員の任命
- オンブズマンの任命



定数751名

欧州委員会(European Commission)

- 予算案やEU法の発議権
- 法執行権
- 規則制定権
- 諮問的権限
- 対外代表権



- ✓ 各加盟国より1名ずつ選任(28名)
- ✓ 閣僚理事会の指名、欧州議会の承認

欧州委員会提案の「忘れられる権利及び削除権」(第17条)

- 「1 データ主体は、次に掲げる理由の一に該当する場合、管理者に対し、とりわけ、データ主体が児童であった頃に取得可能であった個人データとの関連で、**自らに関する個人データを削除させる権利、及び、当該データのさらなる拡散を停止させる権利**を有するものとする。
 - (a) データが収集され、又は、他に取り扱われる目的との関連で、データがもはや必要とされない場合
 - (b) データ主体において、第6条(1)項(a)号に基づく取扱いへの同意を撤回した場合、又は、同意を与えた保存期間を徒過した場合、及び、データを取り扱うための法的根拠がもはや存在しない場合
 - (c) データ主体が第19条に基づく個人データの取扱いに異議を申し立てた場合
 - (d) データの取扱いが他の理由により本規則に違反する場合
- 2 第1項に掲げる管理者が個人データを公開していた場合、管理者は、管理者が公開に責任を負うデータとの関連で、技術的措置を含め、当該データを取り扱っている第三者に対し、**データ主体がその個人データに関するあらゆるリンク、コピー又は複製の削除を要請している旨を通知するためのすべての合理的な措置を講じなければならない**。管理者において、第三者による個人データの公開を許可していた場合、管理者は、当該公開に責任を負うものとみなされる。」

欧州議会修正版(忘れられる権利→削除権)

- 「1 データ主体は、次に掲げる理由の一に該当する場合、管理者に対し、自らに関する個人データを削除させる権利、当該データのさらなる拡散を停止させる権利、及び、**第三者に対し、当該データのあらゆるリンク、コピー又は複製を削除させる権利**を有するものとする。
- 2 1項の管理者は、**第6条1項(適法な取扱いのための条件)に基づく正当化理由なくして個人データを公開していた場合、第77条(賠償及び法的責任の義務)の規定を損なうことなく、第三者による削除を含め、当該データを削除するためのあらゆる合理的措置を講じなければならない。管理者は、データ主体に対し、可能な場合には、関連する第三者が取った行動を通知しなければならない。」**

「忘れられる権利」をめぐる昨今の情勢

日本

- グーグルサジェスト事件(2013年～2014年)
- ヤフー検索結果削除請求事件(2014年～2015年)
- グーグル検索結果削除請求事件(2014年)
- グーグル検索結果削除に関する仮処分(2014年)

EU

- 「忘れられる権利」承認判決とその後の一連の動き

問題となったのは指令の解釈

アメリカ

- カリフォルニア州で「消しゴム法」制定
- 消費者プライバシー権利章典法草案

「忘れられる権利」承認判決と 一連の議論

「忘れられる権利」承認判決

- 欧州司法裁判所大法廷
- 2014年5月13日
- Case C-131/12、Google Spain SL and Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González
- グーグル二社に対し、日刊紙の発行元が公開したウェブページ上のリンクを削除するよう命じる判断

事案の概要

ゴンザレス氏は、社会保障費の不履行により不動産を競売された。



不動産競売広告は、発行部数の多い日刊紙の発行元(ラ・バンガルディア・エディシオネス)の2頁分に、1998年1月と3月に掲載された。



16年後も、グーグルで検索するとその情報が表示されている。



ゴンザレス氏は、2010年3月5日、ラ・バンガルディア並びにグーグル・インク及びグーグル・スペインを相手取り、検索結果から自己に関する上記表示を削除することを求めて、スペインのデータ保護庁(Agencia Española de Protección de Datos, AEPD)に苦情を申し立てた。

AEPDは、ラ・バンガルディアの公開は適法であると判断する一方で、
グーグル・インク及びグーグル・スペインに対しては、インデックス
から削除するよう命じた。



グーグル側は、スペイン全国管区裁判所 (Audiencia Nacional) に
裁判を起し、AEPDの決定を取り消すように求めた。



スペインの裁判所は、欧州司法裁判所に先行判決を求めた。

※先行判決とは

加盟国の国内裁判所が、EU法の解釈の確認、明確化の観点から欧州司法裁判所に照会し、当該加盟国の国内法がEU法に適合しているかを確認することがある。EU法上の行為の適法性審査を求める場合もある。同観点から国内裁判所が欧州司法裁判所に対してEUとの関係で照会を行い、同意見を下すことを先行判決(先決的判決)と呼んでいる。先行判決が下された場合には、照会を行った当該国の裁判所に限らず、他の加盟国においても同様の事項については拘束されることとなる。

争点

- ① 検索エンジン事業者はデータを「取り扱」っており、「管理者」に該当するか。
- ② グーグル・スペインはグーグル・インクの「事業所」か。
- ③ 検索エンジン事業者の削除義務
- ④ データ主体の権利の範囲

争点①

- インターネット上の公開情報を自動的、継続的、体系的に検索することで、検索エンジンの事業者は、指令の意味においてデータを「収集」している。
- 事業者がインデックス作成プログラムの枠組みの中で、当該のデータを「読み込み (retrieve)」、「記録し (record)」、「体系づけ (organise)」、その後自らのサーバー上に「保存し (store)」、場合によっては、結果のリストの形で利用者に「提供し (disclose)」、「入手できる」 (make available) ようにしている。

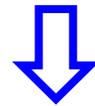


データ保護指令が定める「取扱い」(processing)に該当する。

グーグルは、取扱いの目的と手段を決める事業者であることから、「管理者」に該当する。

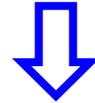
争点②

データ保護指令の地理的範囲が問題



取扱いが、事業所(グーグルスペイン)の活動する状況下で行われているか？

グーグル・スペインがグーグル・インクのスペイン領内の子会社であることから、指令の意味における「事業所 (establishment)」に該当する。



非加盟国に拠点を置くが、加盟国に事業所を持つ事業者が運営する検索エンジンのためにデータが取り扱われる場合、検索エンジンが提供するサービスが利益を上げるように、グーグル・スペインがスペイン内で検索エンジンの提供する広告スペースを売り込み、販売しようとしているのであれば、その取扱いは、指令が意味するところの、その事業所の「活動する状況下で」行われている。

争点③

個人の氏名に基づき検索が行われる時は、検索エンジン事業者は、プライバシーと個人データ保護の基本的権利に重大な影響を与えることに責任を負う。

↓ なぜなら

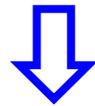
- 氏名による検索を行えば、検索結果のリストを通じて、その者に関連するインターネット上の情報の体系的概要(structured overview)を入手できる。
- インターネット利用者はそれにより、検索した人物の多少なりとも詳細なプロフィールを確立できる。
- 検索エンジンの果たす役割は大きい。

↓ したがって

- 削除義務あり
- その氏名や情報がウェブページから事前に又は同時に削除されなくても、場合によってはページ上の公開自体が適法であっても、削除義務は存在し得る。

争点④

指令により、データ主体が、ウェブページ上に表れた自身の関連情報が一定時間後に「忘れられる」ように望んでいるのを理由に、ウェブページへのリンクを結果のリストから削除するように請求できるか。



*国内裁判所の付託事項

データ主体の請求を評価する際には、とりわけ、データ主体が現時点で、氏名に基づく検索を受けて表示される結果のリストにより、自身の情報と氏名をもはや関連付けるべきでないとする権利を有しているか否かを審理すべきであり、当該権利を認めるためには、そのリストに問題の情報を含めることがデータ主体に不利益をもたらす必要はないという意味に解釈されるべきである。

データ主体は、EU基本権憲章第7条(私生活及び家庭生活の尊重)及び第8条(個人データの保護)に基づく基本的権利に照らし…これらの権利(削除権)は、原則として、検索エンジン事業者の経済的利益のみならず、一般公衆がデータ主体の氏名に関連する検索による当該情報を発見する利益に優越する。



公的生活においてデータ主体が果たす役割のような特別の理由により、一般公衆が問題の情報にアクセスするという優越的利益が基本的権利への干渉を正当化させる場合はこの限りでない。

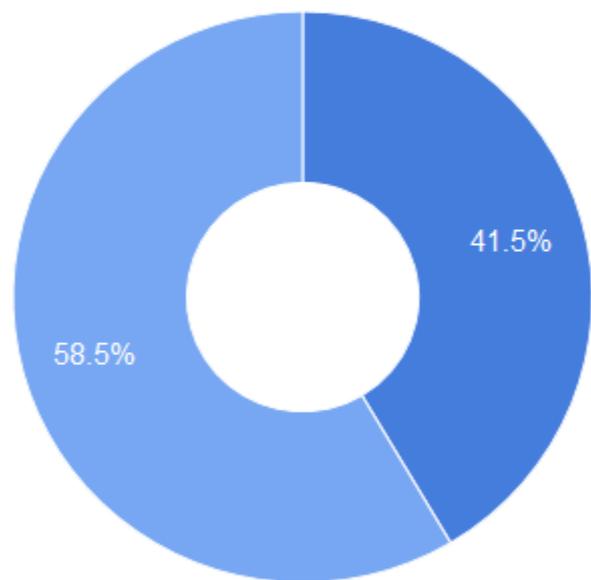


- データ主体の私生活にとって当該公告に含まれる情報が有する機微性、及び、最初の公表が16年前に行われたという事実を考慮すると、データ主体には、当該情報はもはやそのようなリストによる同人の氏名と紐付けられない権利が認められる。
- 公衆が情報へアクセスするという優越的利益を裏付ける特別な理由は見られないようである。

グーグルの対応

URL 削除リクエストの総数

下のグラフは、Google で確認し処理した URL の割合に関するデータを示しています。右側の数字は、Google が受け取ったリクエストの総数に基づいています。これらのデータは Google が公式にリクエストの処理を開始した 2014 年 5 月 29 日からのものです。



Google が削除のために評価した URL の総数:
865,292

Google が受け取ったリクエストの総数: **238,700 件**

このグラフは処理された URL を、上記の数字は評価した URL の総数を表しています。詳しい情報が必要な URL や審査待ちの URL はこのグラフに含まれていません。

■ 削除された URL ■ 削除されなかった URL

すべて FR  DE  GB  ES  IT  その他の国 

リクエストの例(○は削除、×は削除せず)

- 夫の殺人に関する数十年前の記事の削除請求(伊)
- 性犯罪被害者の情報削除請求(独)
- × 職務上の金融犯罪で逮捕された個人に関する最近の記事への20件のリンクに関する削除請求(伊)
- × インターネットに不名誉な内容を投稿したメディア関係者から、その内容を報じる記事への4件のリンクに関する削除請求(英)
- 数十年前の犯罪を取り扱った3つのリンクの削除請求(伊)
- × 職務上の性犯罪によって解雇された個人から、解雇に関する記事へのリンクの削除請求(英)
- △ 医師から、医療ミスに関する新聞記事への50件以上のリンクの削除請求(英) ※医師の個人情報を含み医療ミスについて言及していない3件のページは削除、医療ミスに言及している記事は削除せず。

前掲・グーグル透明性レポートより

× 個人から、福祉事業の悪用を非難する一般市民の抗議行動についての記事やブログ投稿への 50 件以上のリンクに関する削除請求(蘭)

○ 自ら公開した画像を無断で再投稿された女性から、当該ページへのリンクに関する削除請求(伊)

× 個人から、当該個人が引き起こした不正行為について国の機関が公式に発表した文書へのリンクに関する削除請求(伊)

○ ある人物の有罪判決の決定要旨を載せたニュースのリンクに関する削除請求。※犯罪者更正法に基づき一定期間が満了したため削除(英)

× 公務員から、当該個人の免職を求める学生組織の嘆願書へのリンクに関する削除請求(英)

× 職務上の性的虐待の疑いで捜査を受けた元聖職者から、その捜査に関する記事への 2 件のリンクに関する削除請求(英)

○ ある男性が未成年として参加したコンテストを取りあげた記事の削除請求(ベルギー)

グーグルの削除に関する方針

Q コンテンツが削除されたときに、ウェブマスターに知らせていますか？

A Google のポリシーでは、サイトのページが法的なリクエストに基づいて検索結果から削除されるときは、ウェブマスターに通知することになっています。Google では透明性を維持するために、この通知を行っています。その際に、削除をリクエストした個人のプライバシーを尊重するため、リクエスト元の名前ではなく、影響を受ける URL のみを送信しています。

グーグル「検索に関する欧州のプライバシー よくある質問」

(http://www.google.com/transparencyreport/removals/europeprivacy/faq/?hl=ja#are_you_letting_webmasters)より

続き

Q 削除をリクエストできるのはどのような人ですか？

A 個人は欧州データ保護法に従って検索結果の削除をリクエストできます。また、法的に代理でリクエストする権限があることが認められれば、代理人がリクエストすることもできます。

Referee at centre of Celtic penalty incident escapes with a warning

- Dougie McDonald 'lied' in original statement, concludes report
- Official 'full of remorse' after linesman's decision to retire

Ewan Murray

theguardian.com, Friday 29 October 2010 22.00 BST



The Scottish referee Dougie McDonald, who awarded Celtic a penalty and then changed his mind earlier this month. Photograph: Lynne Cameron/PA

The referee [Dougie McDonald](#) has escaped with a warning from the Scottish Football Association despite being found economical with the truth over the reversal of a penalty award to Celtic earlier this month.

The Parkhead side wrote to the Scottish FA for clarification after the decision to hand them a penalty at Dundee United was reversed. At the time it appeared McDonald's change of heart was prompted by the assistant referee Steven Craven, which was what McDonald told the refereeing observer.

Craven [resigned](#) over the abuse he suffered in the wake of the incident. It has now been confirmed McDonald made up his own mind. "What he [McDonald] said wasn't the correct information, you can call it a lie if you wish," Stewart Regan, the SFA's chief executive, said. "The view of our committee was that he acted in the spur of the moment, he said something that he fully regretted.

"Dougie said things in the heat of the moment, they weren't true. He said things in the heat of the moment which he regrets entirely because they didn't fully explain the process involved." McDonald did not respond to attempts by the Guardian to contact him tonight.

Regan said Craven's resignation was down to a number of reasons, including that "his role was not fully articulated in the post-match reports. That was one of the concerns Steven had, that his role had not been fully communicated."

In defending the light punishment handed down to McDonald, Regan said: "Dougie made the correct decision [not to award the penalty]. The correct decision is what happened here. Dougie has apologised to everybody; to Steven and the SFA. He is full of remorse."

[Celtic](#) are unlikely to be placated by the turn of events, not least because it contained an admission that McDonald had been economical with the truth. Regan denied, though, that there was any bias against one club.

"Absolutely not," the chief executive said. "I categorically deny any suggestion of that whatsoever. Any suggestion of bias is totally unfounded." Celtic said there will be "no comment at this stage" from the club.

Google Comment is free

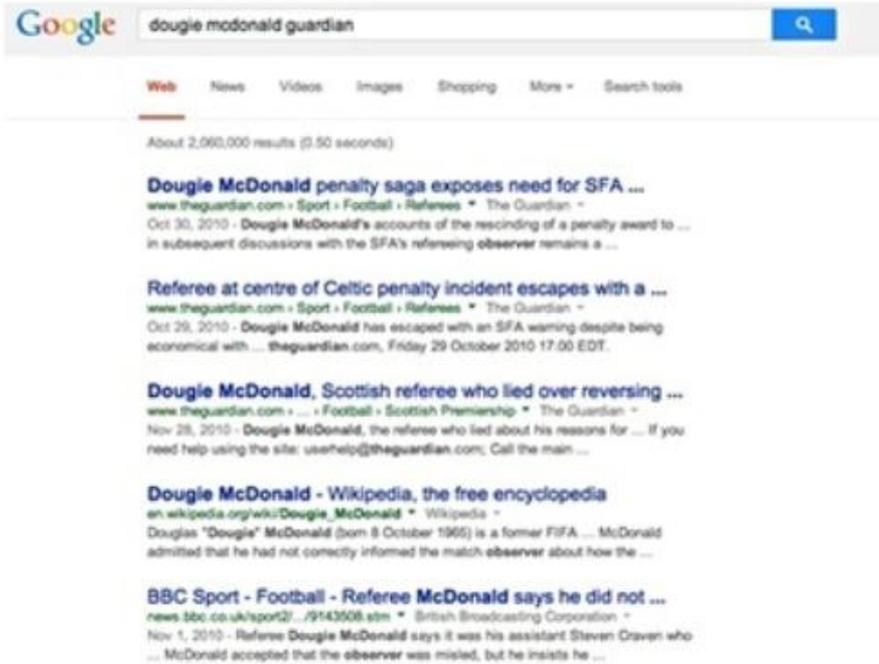
EU's right to be forgotten: Guardian articles have been hidden by Google

James Ball

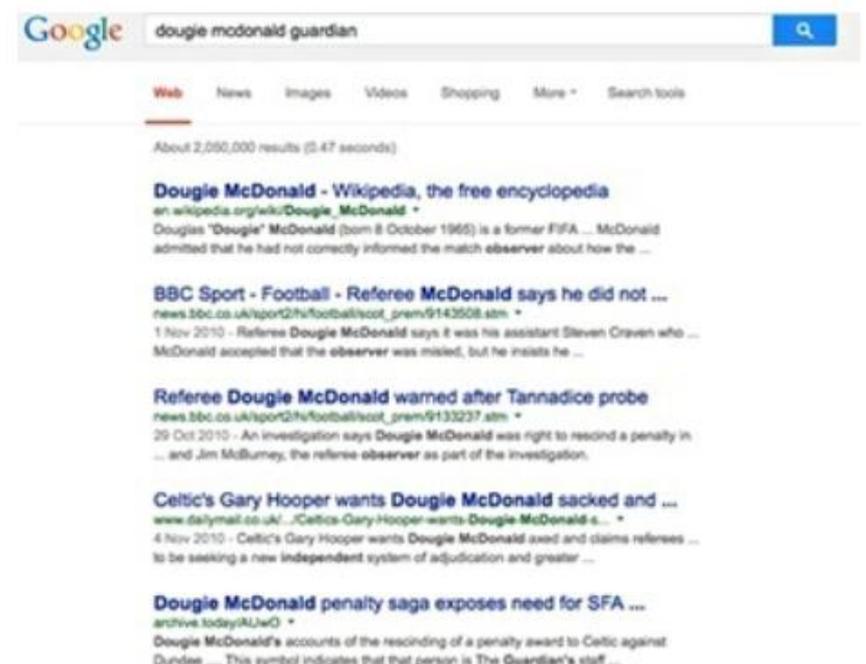


Google.com

Google.co.uk



Screenshot of results on Google.com PR



Screenshot of results on Google.co.uk PR

<< Previous | Main | Next >>

Merrill's mess

Robert Peston | 09:19 UK time, Monday, 29 October 2007

Comments



All weekend, wave after wave of *schadenfreude* has been crashing on the head of Stan O'Neal, the chairman of Merrill Lynch. After Merrill announced those colossal losses on inventories of sub-prime loans reprocessed into noxious collateralised debt obligations, O'Neal could not survive.

The point is that Merrill's historic strengths have been as an agent, a broker, not a risk-taker. So its veterans launched into the "I-told-you-so" dance when "new Merrill" came a cropper from putting its capital at risk in the manufacture of securities out of loans to US homeowners with poor credit histories.

But it's the ghost of Christmas yet-to-come that really did for O'Neal. I can be confident of that from the tedious moaning of old mates who work at Merrill. They're whinging that they are being short-changed on this year's bonuses because of the humungous losses chalked up on sub-prime. If they're making a sacrifice for the good of the firm, someone has to pay.

The real power in any investment bank rests with its fee-generators and top traders, rather than with its shareholders or even its board, because it's curtains for the firm if they're alienated.



(http://www.bbc.co.uk/blogs/legacy/thereporters/robertpeston/2007/10/merrills_mess.html)

Why has Google cast me into oblivion?



Robert Peston
Economics editor

2 July 2014 | Business |



This morning the BBC received the following notification from Google:

Notice of removal from Google Search: we regret to inform you that we are no longer able to show the following pages from your website in response to certain searches on European versions of Google:

http://www.bbc.co.uk/blogs/legacy/thereporters/robertpeston/2007/10/merrills_mess.html

What it means is that a blog I wrote in 2007 will no longer be findable when searching on Google in Europe.

(<http://www.bbc.com/news/business-28130581>)

More from Robert

Miliband as Thatcher not Foot?

Are non-doms bad for UK?

Weep for falling productivity

Who to trust - business leaders or economists?

グーグルの対応をめぐる議論

- 2014年7月30日 英国貴族院のEU委員会による報告書「忘れられる権利？」
- 2014年7月31日 英国情報コミッショナーによる書簡
- 2014年9月18日 欧州委員会によるファクトシート
- 2014年11月26日 第29条作業部会による判決の実施に関するガイドライン
- 2015年2月6日 グーグル諮問委員会の報告書

日本では、2015年3月30日にヤフーが削除基準を公表

EU委員会(英国貴族院)の批判

- 指令も、裁判所による指令の解釈も・・・通信サービス事業の現状を反映していないことは明らかである。
- プライバシー権を根拠として、正確かつ適法に入手できるデータへのリンクを削除する権利をデータ主体に与えることは、合理的ではなく、可能でもない。
- 欧州委員会で提案され、欧州議会がより強い理由から修正を提案した「忘れられる権利」は、去らなければならないとする英国政府の見解に同意する。それは本質的に曖昧であり、実際の運用に耐えない。
- 政府において、新規則の「データ管理者」の定義が、検索エンジンの一般ユーザーを含まないことを明確にするよう修正すべきである。
- 検索エンジンはデータ管理者に分類されるべきではないと主張する強力な論拠がある。それらの論拠は反駁しがたい。
- 政府において、規則では、欧州委員会のいう「忘れられる権利」や欧州議会のいう「削除権」に沿ったあらゆる規定をもはや含まないようにするという政府表明を保持すべきである。

第29条作業部会指針

- データ管理者としての検索エンジン事業者
- 基本的権利と経済的利益の間の公正な均衡
- リスト削除が情報へのアクセスに対して与える影響は限定的である。
- 元のソースからは情報は削除されない。
- データ主体は、検索エンジンへの権利を行使する際に、元のウェブサイトに連絡する義務を負わない。
- 本人の氏名以外の検索には影響がない。
- リスト削除決定の地理的影響(.comを含む全ての関連ドメイン)
- 特定のリンク削除に関する利用者及びウェブサイト管理者への通知は、限定的な場合にのみ受容できる。

グーグル諮問委員会の削除基準

① データ主体の公的役割

一般的に、個人は、次の3つのカテゴリーに分けることができる。

- ・ 明確に公的役割を担う人物(政治家、CEO、著名人、スポーツ選手、著名人等)については、削除は肯定されにくい。
- ・ 公的役割が認識できない人物については、削除が肯定されやすい。
- ・ 限定的又は特定の分野でのみ公的役割を担う人物については、情報の内容によって判断される。

② 情報の性質

(1) 個人の強いプライバシーがあるとの判断へ傾く情報

- ・ 私的な又は性生活に関する情報
- ・ 個人の経済的情報
- ・ 個人的連絡先(電話番号、住所又は類似の情報、ID 番号、暗証番号、パスワード、クレジットカード番号等)に関する情報
- ・ 未成年者に関する情報
- ・ 虚偽である、不確かな連想をさせる、又はデータ主体を危険にさらすような情報
- ・ 画像やビデオにより、データ主体への個人的関心を煽る情報

② 情報の性質

(2) 公衆の利益があるとの判断へ傾く情報

- ・ 政治的演説、市民の参加、又は統治に関する情報
- ・ 宗教上又は哲学上の演説
- ・ 公衆の健康又は消費者保護に関する情報
- ・ 犯罪行為に関する情報
- ・ 公衆の利益に関わる問題についての議論に寄与する情報
- ・ 事実又は真実である情報
- ・ 歴史的記録として不可欠な情報
- ・ 科学的探究又は芸術表現として不可欠な情報

③ 情報の出所 (source)

情報源と公表の動機について考慮する。

- ・ 報道基準やベストプラクティスに沿った報道目的により公表された場合は、公衆の強い利益が認められる。
- ・ 認知されたブロガーや評判の良い個人作家により公表された場合は、公衆の利益が認められる傾向にある。
- ・ データ主体自ら又はデータ主体の同意に基づき公表された場合は、データ主体自らが、直接的に当該情報が掲載された元のウェブページを削除できることが多い。

④ 時の経過

- ・ 犯罪事実は、時が経過しても依然、公衆の利益が継続する場合もある(詐欺行為、性的犯罪など)。
- ・ 公的役割を担う人物については、時が経過しても、公衆の利益はある。
- ・ データ主体の子どもの頃に関する情報は削除される傾向にある。

グーグル諮問委員会報告書(サイト管理者への通知)

- 削除決定はメディアの権利及び利益に厳しい影響を及ぼす懸念がある一方で、削除を請求するデータ主体を確認できる場合は、プライバシー権に悪影響を及ぼすかもしれない。
- 善良な実務としては、検索エンジンは法が認める範囲で発信者に通知すべきである。
- 実際の削除決定に至るに先立ち、検索エンジンがサイト管理者に通知することが適切な場合もある。実現可能であれば、問題となっている情報に関する追加的状況を検索エンジンに伝える効果を持ち、削除決定の正確性を高めるであろう。

グーグル諮問委員会報告書(地理的影響)

- 多くの検索エンジン事業者は、ドイツの利用者にはgoogle.de、フランスの利用者にはgoogle.frのように、国別バージョンを運営している。欧州の利用者が「www.google.com」とブラウザに入力しても、通常は自動的に地域バージョンに転送される。欧州発信の全クエリの95%以上は、検索エンジンの地域バージョンに関するものである。原則として、欧州の検索バージョンに削除を適用すれば、現状、データ主体の権利は適切に守られる。
- 世界を含め、欧州諸国以外の利用者に向けた検索バージョンに削除をすれば、データ主体の権利をより完全に保護できるかもしれない。しかし、データ主体への追加的保護と競合する利益(情報にアクセスする利用者の利益)が優越する。
- 国別バージョンによる削除は、この段階では本判決を実施する適切な手段である。

「忘れられる権利」の論点

- 「忘れられる」権利と従来のプライバシー論議
- 本判決から得られる示唆(権利者偏向型)
- ×「忘れられる」 ○「忘れやすくさせる」
- 「検索エンジン事業者」が負うべき責任
- 無編集メディア→編集メディア
- 削除の基準(主体、情報、情報源、「時の経過」など)
- 削除基準の統一性 or 多様性
- 掲示板管理者と検索サービス事業者、検索結果とサジェストの違い

(参考)アメリカの動向

プライバシー権利章典法草案

第106条 アクセス及び正確性

(1) 総則

各対象事業者は、個人から請求を受領した後の合理的期間内に、当該個人に関して当該事業者が管理する個人データの正確性又は完全性を争い解決するための手段を当該個人に提供しなければならない。紛争解決手段は、当該個人データに関わる個人に対するプライバシーリスク及び不利な措置のリスクに照らして合理的かつ適切でなければならない。

*不利な措置：融資の拒否、融資条件変更の拒否、(就職関係の)採用拒否など

(2) 訂正又は修正拒否の選択

対象事業者が、個人に対する不利な措置に至ることが合理的にあり得ない目的のため、個人データを利用又は提供する場合、対象事業者は、個人データの訂正又は修正を拒否できる。対象事業者が個人データの訂正又は修正を拒否する場合、対象事業者は、請求者の請求及び認証に基づき、45日未満とする必要はないが合理的期間内に、対象事業者が保有する当該個人データを破棄又は削除しなければならない。ただし、データが(b)項(2)号(A)に基づき適用除外される場合はこの限りではない。

消しゴム法(カリフォルニア州)

- 2013年9月23日成立、2015年1月1日施行
- オンラインサービス等の運営者であって、児童(州内に居住する18歳未満の自然人)向けのものを提供する者は、児童がそれらのサービスを利用しているという現実の認識を有している場合には、次の措置を講じる義務を負う。
 - 利用者登録をした児童が当該サービスやサイト等に投稿したコンテンツ情報を削除できるようにする。
 - 削除できる旨を児童に伝える。
 - 削除方法を明確に児童に説明する。
 - 当該削除が完全又は全体的なコンテンツの削除を保証するものではない旨を児童に伝える。

ただし

- 児童が投稿した情報を第三者が保存、再公開又は再投稿した場合を含め、当該児童以外の第三者が保存又は投稿したコンテンツである場合
- 児童の投稿したコンテンツを運営者が匿名化し、児童を個人識別できないようにした場合

などはこの限りでない。